**■サイバーセキュリティについて**

医療機関における医療情報システムのネットワーク化に伴い、医療機関に対するサイバー攻撃による被害が近年増加傾向にある背景を受けて、医療機器プログラムのサイバーセキュリティ対応が重要視され始めています。日本薬機法では、2023年3月9日官報により、告示第67号が公示され、基本要求事項にサイバーセキュリティの要件(第12条第3項)が追加されました。当該要件は令和5年4月1日から適用が開始されています。サイバーセキュリティ対策として、下記事項を確保することが重要です。

* 市販前

・医療機器がサイバー攻撃に対して製品として耐性を持つこと

・設計、製造段階でサイバー攻撃によるリスク低減策がされていること

* 市販後

・製造販売業者による適正な管理がされていること

・ユーザーである医療機関内等で適正な管理がされていること

**■サービス内容**

* 脅威分析
* 各種セキュリティ試験（脆弱性試験、ペネトレーションテスト　等）

**■お問い合わせ先**

下記までお気軽にお問い合わせください。

お電話、メール、オンラインによる無料相談の機会を設けております。

* お問い合わせ先：セールス&マーケティング部
* E-mail：[info@nanotecspindler.com](mailto:info@nanotecspindler.com)
* TEL：04-7135-8000